

洲 農 第 6 4 7 号
令 和 8 年 1 月 23 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	猪鼻 (猪鼻)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月23日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては水稻及び畜産農家を中心であるが、小さい集落で担い手も少なく、また農地は基盤整備が出来ていない事から、10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。

農地の面積も小さく、進入路も狭いため、大型機械による効率化も出来ない、又鳥獣対策が必須となる為、農地の継続を積極的に進める農家が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻が主で10年後には担い手は3軒以下に減少していると考えるため、農地の利用の在り方や農業水路、畔などをどのようにして管理していくかも考える必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

千草地区の内、千草丙集落区域とする。
(別紙地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ないなか、経営継承を受けた若い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域内ではほ場整備されていないため、ほ場整備事業を実施したいが、集落が一体になる必要があるため、現時点では話が進んでいない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

他地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①平成29年から市の捕獲檻を借りて鳥獣(鹿、猪)捕獲を集落ぐるみで継続している。捕獲数は毎年70頭前後の捕獲をしている。

⑨引き続き畜産農家と連携し耕畜連携の取り組みを推進する。